

平成二十二年第九回

荒川区教育委員会定例会

平成二十二年五月十四日  
於）荒川区役所特別会議室

荒川区教育委員会

平成二十二年荒川区教育委員会第九回定例会

一 日 時

平成二十二年五月十四日 午後一時三十分

二 場 所

特別会議室

三 出席委員

委員長職務代理者 委員 長

高野照夫 高田昭仁 小林敦子 青山侑介

教育委員 長 川寄祐弘

新井基司 池田洋子 入野隆二 樋口隆之

四 出席職員

教育部長 文学館調査担当参事

新井基司 池田洋子

教育総務課長 教育施設課長

入野隆二 樋口隆之

学務課長 社会教育課長

三枝直樹 佐藤泰祥

社会体育課長 社会体育課長

泉谷清文 鈴木明雄

指導室長

鈴木明雄

五

案  
件

(一) 審議事項

議案第二十一号 文化財保護審議会委員の委嘱（再任）について

南千住図書館長

自治総合研究所副所長

総務企画部特命担当課長

東山忠史

長田七美

山本栄一

書記

大谷実

書記

浅沼佳子

書記

湯田道徳

(二) 報告事項

- ア 複合施設の設置及び運営に関する懇談会の報告について
- イ 子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクト中間報告について
- ウ 汐入東小学校開校式及び汐入こども園開園式の開催概要について
- エ 平成二十一年度荒川区立中学校卒業生の進路状況について
- オ 平成二十二年年度荒川区登録・指定文化財諮問（案）について
- カ 「子ども体力アップトレーニング あ・ら・か・わ」の実施について

(三)

その他

委員長

ただいまから、荒川区教育委員会第九回定例会を開催いたします。出席委員数のご報告を申し上げます。青山先生が、会議の都合で少し遅れますが、四名出席でございます。

会議録の署名委員は、高田委員及び小林委員にお願いいたします。

教育長、ごあいさつをお願いいたします。

教育長

本日の審議、よろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございます。

今日の審議事項は議案一件で、報告事項六件でございます。よろしくお願いいたします。

まず、議案の審議をお願いいたします。

議案第二十一号「文化財保護審議会委員の委嘱について（再任）」について「再任」を議題といたします。

議案第二十一号について説明をお願いいたします。

社会教育課長

議案第二十一号「荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について」、ご説明させていただきます。

提案理由でございます。文化財保護審議会の郷土史分野について委員一名を再任するものでございます。分野でございます。郷土史・石塚昭一郎氏を再任するものでございます。役職等でございます。荒川区指定無形文化財保持者、荒川区伝統工芸技術保存会前会長、社会教育委員と

なっております。

任期でございますが、平成二十二年六月十三日から平成二十四年六月十二日までの二年間でございます。

なお、委嘱後の文化財保護審議会の委員の構成につきましては、記載の七名でございます。参考としまして、荒川区文化財保護条例では、第二十六条で、審議会の委員の人数につきましては委員十人以内をもって組織するというところで、今回は七名となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして質疑ございますか。

高田委員

異議ないのですけれども、任期が、郷土史だけがほかの方と一年間ずれているのですね。

社会教育課長

はい。参考のほうで、委員の任期につきましては二年とし、再任されることを妨げないとなっております。任期については、補欠委員の任期は前任者の在任期間となっております。昭一郎さんの場合は、前任がなくて新たにいったものですから、この時期から二年間という形になってございますので、お一人だけちよつとずれているという状況でございます。

高田委員

そうなんですか。わかりました。

委員長

ありがとうございました。

改めてこの役職、委員の方を見ると、すばらしい人たちばかりですね。  
質疑ございますか。

(委員一同 ―――― 質疑なし)

委員長

では、議案第二十一号についてご意見ありませんか。

(委員一同 ―――― 意見なし)

委員長

では、討論を終了いたします。

議案第二十一号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。議案第二十一号「文化財保護審議会委員の委嘱(再任)については、原案のとおり決定いたしました。ありがとうございました。

次に、報告事項に移ります。

初めに、「複合施設の設置及び運営に関する懇談会の報告について」であります。教育委員会の所管する図書館、文学館を含めた複合施設の設置等について懇談会の報告がまとまったということです。本日は、懇談会の運営を担当した総務企画部の山本課長と文学館調査担当参事の池田参事にご出席をお願いいたしました。ありがとうございました。

恐れ入りますが、ご説明をよろしくお願いいたします。

総務企画部特命担当課長

それでは、複合施設の設置及び運営に関する懇談会の報告につきましてご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

荒川二丁目の複合施設整備、図書館、吉村昭記念文学館、それから児童育成施設が入っておりますが、それに当たりまして懇談会を設置いたしました。懇談会のほうでそのあり方について検討してまいりました。このたび、その検討内容がまとまりましたものですから、報告するものでございます。

まず、検討経過でございますが、A四一枚のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。懇談会ですが、荒川二丁目取得用地を活用した複合施設建設に当たり、有識者の方々から多面的な検討をいただくため、十一月から開催させていただいたものでございます。委員の構成につきましては、別紙A三の資料をご用意させていただいておりますが、裏面に記載させていただいております。小林先生には、懇談会のほうにご協力をいただきましてどうもありがとうございます。

懇談会の運営は、図書館・文学館分科会と児童育成施設分科会の二つの専門部会によりまして、途中、二月二十三日に中間報告を行いました。最終的に三月二十四日、座長一任のもとに終了してございます。最後は、柳田座長を中心に写真撮影を行うなど、活発な議論の中にも大変和やかなムードで行われたと聞いてございます。

報告の中身でございますが、概要版をご用意させていただきましたので、A三の資料でご説明をさせていただきますと思います。

まず、図書館でございます。基本理念が三点ございます。一つは、「図書館は新たな発見の場」



ということでございます。区民と地域の共同情報源としての位置づけでございます。二点目は、「図書館は大きな知恵袋」としてあります。調査研究、区民の悩みや問題の解決を支援していただくというものでございます。三点目は、「赤ちゃんも、お年寄りも」ということで、信頼とぬくもりのある図書館サービスを提供していくというものでございます。

この基本の理念を踏まえまして、二面の役割と機能を備えるべきものとしております。一つは、区立図書館のセンター館としての役割でございます。もう一つは、図書館機能を充実いたしました、特色のある図書館としていくものでございます。センター館としては、総合調整機能、ネットワークシステムの統括管理、区立図書館の資料収集・保存・除籍の調整、職員の研修育成などの機能を備えるものでございます。

図書館機能の充実といたしましては、資料の充実はもちろんでございますが、絵本の整備であるとか、文学館との連携、さらには、問題解決支援型の新たなサービスを提供などが挙げられてございます。これらの内容につきましては、報告書二十三ページ以降に詳細を挙げさせていただきます。後ほどご確認をいただければと思います。

そのほかにも、四のところでございますが、開館時間の延長の検討であるとか、区民と協働した図書館運営等につきましてもご言及がございました。

続きまして、A三資料の右側上のほうでございますが、文学館でございます。文学館の基本理念は、ふるさと荒川区を愛した作家・吉村昭氏の作品と足跡を基礎とし、幅広い文化活動の展開を図り、荒川区の文化振興に寄与するものとしております。綿密な調査に基づいて執筆された記録性が特徴である吉村作品を生かし、学びの場としていこうとするものでございます。殊に、文学館と言いますと、マンネリ化しやすいという課題がございます。そうならないためにも、可変性

のある展示空間の整備であるとか、書斎のご提供をさせていただくというところで、作家の活動を視覚的に訴えられるような工夫、あるいは幅広い芸術分野に関しても視野に入れた収蔵・研究機能の充実に配慮すべきものとされてございます。

展示の手法については、原稿・単行本の展示にとどまらない、資料の特性を生かした活用方法や展示方法を研究し、来館者に大きな余韻を残すように工夫を凝らしていくべきこと、あるいは、子どもさんには非常に難解なテーマ、吉村先生と言いますと、「死」をテーマにされたりしてございます。そういう作品でございますが、メッセージが伝わるように配慮すべきものというふうなことでご指摘がございました。

さらには、特色ある刊行物の作品につきましても、希少になりつつあります吉村作品の単行本の復刻を初め、この施設しか手に入らないようなグッズを企画したり、お子様たちにもわかりやすいような副読本を作成したり、吉村作品の普及と読書勸奨に努めるべきものとされてございます。

続きまして、児童育成施設でございます。児童育成施設の基本理念は、子どもたちの夢や生きる力、子育ての喜びや楽しさを地域ぐるみで育む荒川の未来づくり拠点としております。乳幼児から小・中学生までのお子さんたち本人、あるいはその子どもに携わる子育て中の方々、さらには地域の人々を対象にした子育て拠点として位置づけております。

求められる役割と機能につきましては、体験的遊び・学びの機能を中心としつつ、子育て支援機能、交流・集いの機能、人材育成・ネットワーキングづくり機能を果たしていくべきものとしております。具体的には、体験的遊び・学びの機能といたしましては、例えばワークショップなどを活用した多様な体験ができるプログラムの提供であるとか、理科実験、職業体験など、学校と連

携した体験学習プログラムの開催、科学クラブ・美術クラブなどの子どもたちが継続的に活動できるクラブ活動の育成等々でございます。

続きまして、裏面のほうをご覧くださいませ。

これら三つの施設を複合的に建設いたしましたしまして、それぞれに特徴を出していただくというのが今回の施設のもくろみでございます。事業の展開といたしましては、図書館を核にいたしまして三つの施設がそれぞれに特徴ある事業展開を行うとともに、さまざまな場面で連携をとりまして、複合施設ならではの多面的な魅力を発信して相乗効果を上げていくべきものとされてございます。

(二)(三)(四)以降で、これは例示でございますが、このような形でやっていったらどうかというような案がさまざま出てございます。これ以外にも報告書に記載されてございますので、後ほどご参考にしていただければと思います。

さらには、二のところでございます。施設でございますので、当然、共有スペースがございしますが、共有スペースも単なる共有ということにとどまらないで、複合施設の魅力をきちんと出せるように、例えばエントランスも、入館者の興味や関心をそれぞれの施設に結びつけるような重要な役割を念頭に置きまして、そういう演出をきちんとしていこうではないかというような指摘もございます。

さらにはということと三番目でございますが、いわゆる複合施設の連携ばかりでなく、区全体にもさまざまな施設がございます。荒川二丁目という非常に立地のよいところでございますので、自然公園、あるいは保健所、学校との連携も積極的に行いまして、魅力ある事業展開を行うべきものとの指摘がございます。

最後に、施設の整備の方向性でございます。バリアフリーであるとか、ユニバーサルデザイン、

あるいは環境への配慮というものは当然でございますが、さらには施設のアクセスにも配慮いたしまして、例えばコミュニティバスの路線の変更であるとか、そういうものもしつつ、利便性の高い施設運営を行っていくべきものということのご指摘をいただいております。

A四の資料のほうにお戻りいただけますでしょうか。今回の報告をいただきまして今後の予定でございます。A四の下のほうでございますが、平成二十年度につきましたは、基本計画の策定を事務局でやっていきたいと考えております。基本計画の後、来年度、基本設計に入りますけれども、基本設計に携わる業者の選定に耐え得るような与条件の整備もあわせて行っていきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

委員長

ありがとうございます。

ただいまのご説明につきましてご質問ございますか。

高田委員

今、南千住の図書館というのはセンター的な役割ですよね。南千住図書館というのは今あるのでしょうか。

南千住図書館長

今、社会福祉協議会になっております。

高田委員

あれはもうなくなつたのですね。

南千住図書館長

はい。

高田委員

それで、今度ここがセンター的役割になると、今の南千住の図書館のところは縮小か何かするのですか。

南千住図書館長

南千住図書館につきましては、平成十年にふるさと文化館と併設という形で建ててございます。図書館としては中心的な機能を担っておりますけれども、同時に、地域資料についてはある一定のストックがあるということ、縮小というよりは、地域資料を生かし、ふるさと文化館と連携を強化する中で、若干中心機能が移った場合は、空いたスペースは、なるべく閲覧席とかで使っていないかと今考えているところです。

高田委員

ふるさと文化館の郷土資料的な建物、そっちのほうの比率が高くなるのかなと思った。

南千住図書館長

文化館のほうは収蔵の資料がかなりありますので、その点も考慮しなければならぬと考えています。

高田委員

今、下に郷土学習室というのがあつた。あそこは、ふるさと文化館の人と図書館の人と交代で店番をしながらやっている。これからは郷土資料の閲覧のところをもっとスペースが広がるのか、いろいろあるかなとちょっと思ったものですから。

社会教育課長

ふるさと文化館の機能につきまして、図書館の中央機能が移転するというところで、キャパ的には広がりますので、あそこの一階の運用の仕方につきまして、その移転のときに何らかの検討が必要というふうに考えています。

高田委員

郷土資料館のほうでも、多分、いろいろな保管の場所も足りなくなってくるのではないかと思うものだから。

社会教育課長

そうですね。文化館の資料につきましては、今、外部委託で保管しているものもございまして、区民の方が即見るものとしては中に入ったほうがいいということもございまして、そういった収蔵スペースにつきましては、もし図書館が行って、スペースがあれば、そういった活用もできるかなと思っております。ただ、図書館との連携も必要ですので、それはまた今後検討していきたいと考えています。

委員長

ありがとうございます。

教育長

それで、今、あそこに荒川図書館がありますよね。結局、それができた段階では、取り壊して、この図書施設をこっちに移動するというのも考えているのでしょうか？

総務企画部特命担当課長

現荒川図書館につきましては、並行しながら、閉じることなくやれるようにというところで考えておりますが、仮称でございますが、新荒川図書館が建った後には、密集災害対策の空き地とい

う形、公園という活用を考えてございます。

教育長

わかりました。

委員長

二十一人の先生を含めて、小林先生、お忙しい中やっていただきまして、ありがとうございます。

小林委員

いいえ、とんでもないです。

私は、複合施設のうちの児童育成施設のほうの分科会という形で参加させていただきました。図書館は既に非常に早い段階で計画が進んでおりまして、吉村昭記念文学館に関しても平成十八年度ぐらいから計画が立ち上がっております。それに新しいものとして児童育成施設が加わるということ、どういう機能を持たせるかとか、目的であるとか、そういったことに関して全くゼロの状態でした。ほぼ蓄積がないところから議論が始まったということ、議論がどうなるのかなと思っただけですが、事務局の皆様の大変なご努力でまとまりました。よかったなと思っております。

児童育成施設の中で主に話し合われたのは、施設の性格づけというか、施設としてのコンセプトについての議論が中心だったのですね。その中で特に出ていたのが、六十六ページに表がありまして、これは前の飯田特命担当課長が大変苦労されてつくったものなのですが、体験的遊び・学びの機能というものを非常に重視しよう。先ほど携帯電話の話題が少し出ていましたけれど、そういったバーチャルなものではなくて、直接に物であるとか、直接に人と触れ合うといっ

た体験的遊びの機能を重視して、これを特に機能の中では中心に据えようではないかという議論が行われておりました。ただ、やや総花的というか、そのようなこともあったのですけれども、一応四つの機能を含めるということでございます。

その児童育成施設の分科会で特に議論になった点ですが、子育て支援機能に関してかなり議論になっておりました。既存のものとして、荒川の場合は子ども家庭支援センターがございまして、あと、ふれあい館、ひろば館もある中で、子育て支援をどうするかということが話題になっておりました。これは分科会のほうだけではなくて、親会の全体会のほうでも議論になった点だったのですね。それでいろいろと議論したのですが、最終的には、やはりこれは非常に重要だろうというところで盛り込むようになったということがございます。

それともう一点議論になった点で特に印象的だったのは、児童育成施設の対象をどうするかということ、最初は乳幼児であるとか、子育て中の母親であるとか、そういった方々に重きが置かれていたように思うのですが、教育委員会の意見として、小学校、あるいは中学校は非常に重要である。特に中学生等の居場所がないというのが問題であるということから、中学生に関してもその対象として据える。また、高校生に関しても、ボランティアという形でぜひ積極的にかかわってもらいたいということが盛り込まれまして、クラブ活動などもやりましょうというような意見が文言に盛り込まれたかなと思っております。

私として今後の課題ということで感じたことなのですが、一点目は、児童育成施設の展示内容に関して具体的な議論が実はほとんどされなかつたのですね。機能に関しては具体的な議論がされたのですが、それに非常に時間をとられたということ。七十五ページの「施設展開の方向性」ということで、児童育成施設、「体験的遊び・学びのゾーン」というのがありまして、科学・自然



コーナー、社会・生活コーナー、芸術コーナー、展示コーナーという形で、一応何となくはあまいな形では盛り込まれているのですが、もう少しこのあたりを具体化する必要があるのではないかなということが課題の一点目として挙げられるかなと思っております。

それと、二番目なのですが、ボランティアのネットワークの形成というか、人材の掘り起こしが非常に重要なのではないかなと思っております。全国的にこういった児童育成施設を見てみますと、数年かけて事前にボランティアのネットワークというのをつくり上げていって、そして、施設が開設したときにボランティアの方々非常に尽力されるということでもあります。荒川の場合はまだまだそこまでいっていないので、ここから建設までに何年かございますので、そういった人材の掘り起こしが非常に必要なのではないかなと思っております。これが二点目です。

それと、三点目として、こういった施設を運営していく上で、知恵を貸してくれる専門家集団というのは非常に重要だと思うのですね。例えば、展示に関しても、ソフトの開発というのはかなり大変なことですので、こういった点で知恵を貸してくれる。あるいは、施設運営のノウハウに關しましてもかなり専門的な知識が必要だと思われまますので、荒川のこの施設を応援してくれるような専門家集団というものができると施設としては非常にうまく働くのではないかと思いました。

以上、三点の課題があると思っております。ありがとうございます。

委員長

ありがとうございます。

教育長

本当にわかりやすく説明していただいて。

今、科学教室がありますよね。子どもたちがあそこに行って科学の実験をする機能も残すのですよね。

指導室長

教育センターの機能はそのまま残しておりまして、この新しい施設と融合するかどうかは今後の課題だと思います。

教育長

わかりました。

私、これに参加していなかったのですけれども。今度の学力向上の調査の中で、荒川区の子は自然の中での豊かな体験が不足しているのです。もちろん畑もないし、田んぼもない。稲などはバケツで稲をつくってやっていられるのですけれども、費用の関係でなかなか田植えもできないという状況です。施設をつくる段階において可能な限り、荒川の水辺空間とかそういう体験活動ができるような環境を作ってほしいと思います。今、子どもたちが一番興味関心があるのは、荒川に住んでいる魚たちとか。小さな場所に魚が泳いでいるだけでも子どもたちには魅力がある。いつも荒川公園の、区役所の新井部長の裏のところではザリガニを釣ったりしている。土・日に来たら、子どもたちがあそこで群れているのです。危ないと思って見ているのだけれども、キャーキャー言つて、オタマジャクシをすくったとか、ザリガニを釣ったとか夢中になって遊んでいるのです。やはり子どもというのはそういう体験を通して、釣ったときのビビビっとした手ごたえに驚いたり、「やはりイカで釣れる」とか言つて遊んでいるのです。「イカがいい」とか、「イカでも、安いイカは釣れない」とか言っている。そういうのも体験ですからね。そういうことが子どもの工夫とかいろいろな体験に生きてくるので、できたらそういうのも充実してもらいたい。小さな空間

でも、水があるだけで人間の気持ち落ちつくので、そういうのもぜひつくる段階で考えていただければと思います。

高田委員

あそこはとてもいい場所にあるのですね。いい場所というか、昔、あそこは「焼き場道」と呼ぶ人もいて暗いイメージだったのです。火葬場に行く道なのです。今は名前が変わったよね。「サンプール通り」ね。この間、うちから自転車でスポーツセンターの川の手荒川まつりに行くときに、歩道が一部できていましたね。この道路は随分変わってきたなと思った。まちづくりの観点から、あそこに文学館と図書館とかができて、今後、保健所と自然公園とかいろいろタイアップしてやっていくと、街がすごく明るいイメージになっていいのではないかなと思っていますので、拠点として進めていただきたいなと思います。

社会教育課長

今のお話ですけれども、懇談会におきましても、あそこに複合施設ができるということですので、町屋駅からの動線ですとか、荒川二丁目からあそこに行く動線、吉村昭文学館に行く道々にそういう目印をつけたりというような道路の整備につきましても、そういう動線をつくったほうがいいのではないかというような意見も出ておりましたので、それも含めて今後検討していけるかなと考えています。

高田委員

メンバーにすばらしい方がいらっしゃるから、みんなのご意見をよく聞いて進めていただきましたと思います。

委員長

ありがとうございました。

ほかにございませんか。

教育部長

本日、事前にご配付でなくて、また、大変荷物になりますがお持ち帰りいただき、次の子ども、貧困についての報告書も本日もご配付でございますので、また不明な点とかございましたら、次回の教育委員会、あるいは事務局のほうに、こんな点がとか、あるいはお気づきになった点がございましたらお寄せいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長

一点、総務企画部特命担当課長にご質問というかお願いしたいことがあるのです。

これは全国的な問題なのですけれども、中学生の居場所がないことが教育委員会で荒川区の問題として随分討議されたことがあるのです。それを二十一人の先生方にお答えいただいたのですが、中学生をこの図書館、吉村記念文学館、児童育成施設、児童育成のほうは先程お話しがありました。吉村先生の記念館と図書館の中でも居場所を工夫してつくってもらうということも考えてほしいと思うのです。そうすると、彼らは怠けないで図書館に行つて勉強するとか、そしてガールフレンドができたりして、情緒豊かになって立派な生徒に育つ、成人になりますので、教育委員会としての希望がありましたね。それはぜひ組み入れてほしい。先生のご発言にもありました。

そして、この建物全体とすると、児童育成施設というのは、一見するとこの二つの施設からちょっと離れたものという印象を持ちますね。今後これら三つの施設をどう上手に一体のものとしてつくっていくか、さっきの地域の環境とのことも含めて、設計士はプランニングにあたりこの

建物をどういうコンセプトですかと聞いてくると思います。この三つのことが重なるとコンセプトをつくりにくいですね。例えば夢の何とかとか、青年館の……。すばらしいことをつくって、その中にこんな具体的なことをというふうになると、設計図をつくる人はすぐイメージングができるのではないかと思えます。それが将来につながれば。ただただ「総合」「複合」ということではなくて、荒川が未来に向かって教育をこういうふうにするのだという方針も出ると思いますから、コンセプトづくりはすごく大切だと思うのです。建築に当たっては、そういうコンセプトのもとにきちっとした建築設計がなされ、そこに豊かさが生まれてくると思います。必ず聞かれますので、ぜひよろしく願います。つくればいいというものではないと。

総務企画部特命担当課長

委員長 ご指摘の部分も踏まえまして、基本計画づくりに入ってまいりたいと思います。また、節目に合わせましてご報告ができればと思っております。

委員長

意見があったらどんどん進言いたしますので、よろしく願います。

文学館調査担当参事

よろしく願います。

委員長

ありがとうございます。

青山委員

——遅くなりました。どうも済みません。

委員長

複合施設のところです。児童育成施設と図書館と吉村記念文学館、その話について懇談会での検討結果の最終報告ですね。懇談会を専門部会も含め延べ十三回にわたり開催し、三月二十四日にどういうことがまとまったか説明いただきました。ありがとうございます。

二十三人の方はまだ集まってやるのでしょうか。もうやらないのですか。

総務企画部特命担当課長

今回で一応報告懇談会は終了でございますが、引き続き、小林先生を初め、ポイント、ポイントでアドバイスをいただくという話には懇談会の中でなっていたと記憶してございます。

委員長

できたら途中経過みたいなので、またお話を聞きたいと思います。

教育部長

これが一つまとまりましたので、また節目節目にはご報告いたします。今後基本計画を策定していきますので、ある程度の階段を上ることにご報告いたします。

委員長

ぜひそういうことでお願いします。専門家の青山先生のご意見が欲しいですから。ありがとうございます。ございました。

文学館調査担当参事

お願いいたします。ありがとうございます。

委員長

ありがとうございます。

この次は大変重要な問題でして、「子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクト中間報告につ

いて」です。これは今本場に社会問題になっていきますので、本調査につきましては、昨年設立された荒川区自治総合研究所が行っているものです。子どもの貧困・社会排除問題は、先ほどの中学生の居場所ということも含めまして教育委員会と深いかわりがあると思います。大変大切な問題であります。研究の中間報告がまとまりました。ぜひご発表いただきたいと思えます。研究所に派遣されていきます総務企画の長田課長さんに出席いただいておりますので、ご説明をお願いいたします。どうぞよろしく願います。

自治総合研究所副所長

自治総合研究所の副所長を務めさせていただきます長田と申します。

日ごろより研究所の活動につきましてご理解を賜り、ありがとうございます。着席して説明させていただきます。

簡単に研究所のご紹介をさせていただきますと思えます。

今ご説明いただきました昨年十月に、区の重要な課題を調査研究する機関として、荒川区が一般財団法人として設立いたしました。現在、研究のテーマは、本日も報告させていただきます子どもの貧困問題、また、荒川区民総幸福度、それから荒川区の組織改善の三テーマにつきまして取り組んでいるところでございます。お手元に研究所のパンフレット、「ニューズレター」の一号から三号をお配りさせていただきます。後ほどごらんいただければと思います。

では、本日は子どもの貧困の報告書についてご説明させていただきます。概要版と本書をお配りさせていただきます。概要版に沿ってご説明させていただきます。

この中間報告書は、昨年、研究所が十月一日に発足しまして、今年の三月までの調査研究の成果をまとめたものでございます。本年度も引き続きこの研究は続けてまいります。研究にお

きましては、区と研究所の連携を軸に、早稲田大学の土田先生を座長に、女子栄養大学の香川先生ですとか、国立社会保障・人口問題研究所の阿部先生など、ご専門の先生六名の方に参画していただいております。また、子どもの貧困ですので、現場の視点というのも非常に重要でございますので、区の関係部署の職員が参加したワーキンググループも組織しまして、実務的な視点からも研究を行ってまいりました。研究会を四回、ワーキンググループを七回、また、関係機関へのヒアリングを延べ二十四回行ったものの報告になります。

それでは、概要のほうをお開きいただきたいと思います。

今回、この中間報告書は、荒川区の子どもの貧困・社会排除問題の背景ですとか基本構造を一定明らかにするとともに、四十二のケーススタディを中心にまとめさせていただいております。では、構成項目に沿ってポイントを説明させていただきます。

まず、一ページでございます。「荒川区の基本姿勢と取り組みの経緯」といたしまして、一「荒川区の基本姿勢」の中程になります。「区政は区民を幸せにするシステムである」ということを荒川区は標榜しております。子どもの貧困・社会排除問題の解消に挑戦していかなければいけないという必然性がございました。貧困が阻害要因になって、未来を託す子どもの人間形成ですとか、健全な成長ですとか、教育に多大な支障が生じるということがございます。区は全力を挙げてこの阻害要因を取り除く必要があるとさせていただきます。

二としまして、「荒川区の取り組み及び国内外の動き」ですけれども、こちらは本章のほうに年表として取りまとめさせていただきました。後ほどご確認いただければと思います。

あと、三「取り組みの方法」ですけれども、下のところに書かせていただいております。「基本的に次の二つの方法を採用した」ということで、主に既存の行政の統計データを活用した分析で



すとか、(二)としまして、アクション・リサーチを意識した実態把握と問題解決の方向性の探求、この二本の方法を採用してまとめさせていただきました。

一枚おめくりください。Ⅱ「荒川区の子どもの貧困・社会排除問題の構造」ですけれども、こちらにつきましては、荒川区の現状を明らかにしてございます。世帯・人口ですとか生活保護の推移、また母子世帯の所得の関係ですとか、母子世帯数ですとか、また一枚おめくりいただきまして四ページ目では、「就学援助等の動向」ということで、既存のデータから荒川区の現状を分析してございます。

五ページ目になります。三「貧困ラインと子どもの貧困のコンセプト」でございます。今回、研究をするに当たりまして、子どもの貧困問題ということで、当然、経済的な要因が大きくあるということとは皆さんご承知だと思っておりますけれども、ケーススタディを続けていく中で、経済的な問題から子どもに派生するさまざまな状況が浮かび上がってまいりました。経済的な側面ではなく、親の精神的な不安定ですとか、親の養育力が不足することが相まって、例えば子どもが不衛生になってしまったり、食生活がままならなくなったり、不登校ですとか、そういう状況が浮かび上がってまいりましたので、今回の研究に当たりましたは、図十二にお示ししてあるのですけれども、Aの経済的貧困とCの複合的貧困、経済的な貧困だけではなく、親の精神的なものと、養育力不足とか、その辺が重なっている部分につきましては研究の対象とさせていただきます。

一枚おめくりいただきまして、「荒川区の貧困の構造」です。こちらは、貧困ラインに移行しやすい世帯のタイプとして、一つは高齢者の単身世帯があり、一つが母子世帯であるということですが、今回は母子世帯につきましても現状把握できるところは把握させていただいております。

七ページの五の施策ですけれども、今回、子どもの貧困に関する区の施策、八十二のものが挙げられてございます。これは、本書のほうに表をおつけしているのですけれども、年齢・階層別と、それぞれ分野別で一覧表にまとめたものをつけさせていただいております。後ほどご確認ください。

六が「アクション・リサーチ」の説明になります。

一枚おめくりいただきまして、Ⅲ「調査研究の方法と結果概要」ということで、四十二のケースにつきまして分析した内容が記載してございます。ワーキンググループの協力を得まして、保育園ですとか小学校、中学校、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設等々のところに出向きまして、そちらの職員の方から、貧困の家庭、また貧困のリスクを抱えている家庭がどういった状況に置かれているのかというのを調べてまいりました。本来であれば、貧困の家庭等に直接聞くということが一番明確な状況がわかるということも研究会の中で意見としては出たのですけれども、非常にデリケートな問題でありますので、まずは日々そういう家庭に接している職員の方からヒアリングをしようということ、その形で進めさせていただきました。

調査の内容は、二番目に記載してございます属性ですとか、原因ですとか、状況、切望、その他の五つの事項を中心に調査を行いました。全六十一ケースは収集したのですけれども、経済的な貧困のない家庭が十九ケースございましたので、今回それは除いて四十二のケースで分析してございます。

まず、(一)の属性ですけれども、母子世帯が四十二ケース中三十ケースということで、約七割、両親がいる世帯が約二割、父子世帯が三ケースございました。国籍では、親が日本人の場合が約八割、外国人が二割となつてございます。あと、親の学歴につきましても調査対象としたのです

けれども、それぞれの機関が学歴を把握していたというのは十四ケースのみで、その十四ケースのうち、中卒もしくはそれ以下、学校に通っていないという事実の家庭もございましたので、それが十ケースということになってございます。

九ページが原因の変数ということで、今回収集した四十二のケースから明らかになった原因を掲げてございます。約二十項目の原因が浮き彫りになりました。圧倒的に多かったのが「親の就労の不安定」、全体の九割以上になってございます。中には、親から遺棄をされて兄弟二人で生活を営んでいるという家庭もございました。あと、「親の養育力の不足」。こちらにつきましても、全ケースに占める割合は三八%になってございます。親の養育力が不足することによって子どもの生活面でいろいろな影響が出ている状況もわかりました。また、「親の精神的な不安定」ですとか「精神疾患を抱えている」とか、あと「アルコール依存」ですとか「異性依存」「買い物依存」、この辺のケースも今回浮き彫りになったところでございます。以下、「親の不十分な日本語能力」、また「親の多忙によるコミュニケーションの不足」ということで、例えば母子世帯ですと、親が幾つもの仕事をかけ持ちして、子どもたちは日中ほとんど一人で過ごしたりとか、ほとんど会話がなにかとということから、例えば子どもがうつ病になってしまったりというケースもございました。

十ページ目でございます。こちらが家庭の状況と子どもの状況を調べたものでございます。家庭の状況としましては、「経済的困窮」が九〇%ございました。以下、「生活保護受給」ですとか、「食生活不全」ですとか、この辺が数値的には高かったかなと。中には、就労意欲を喪失してしまったり、一回就職したのですけれども、長続きしないで、経済的な困窮に陥っているというケースもございました。

また、子どもの状況ですけれども、やはり「不登校」ですとか「問題行動」ですとか、「精神的な不安定」、また「生活の乱れ」等の六つの項目が挙がりました。やはり情緒不安定になってしまったり、親が忙しいために兄弟の面倒を見なければいけない等、そういう状況もございました。あと、十ページの一番下の「切望変数」なのですけれども、こちらは今回多くの情報を得ることができませんでした。ただ、研究会の中では、親、その貧困の家庭自身が望む切望と社会的な切望と二つの切望があるのではないかというご意見はちようだいいたしました。

十一ページが各変数の因果関係の分析ということで、四十二のケースにつきまして、図二十六でお示したプロブレムツリーを作成いたしました。これで類型化を試みようとしてみようかという話になりまして類型化を試みたのですけれども、やはり四十二のケースは原因から状況に至るさまざまな経緯がございました、今回は困難であるということと類型化はしてございません。そのかわりに、八つの代表的なケースということで、①から⑧まで掲げさせていただいております。

まず、①が親の精神不安定に起因する子どもの貧困例ということで、親の精神的な不安定がもとになりまして、経済的な困窮になったり、子どもの生活面でのさまざまな状況を引き起こしているという、図二十六でお示したものでございます。

十二ページをお開きいただきまして、以下、図のほうは本書につけさせていただいているので、こちらでは略させていただきます。貧困例②が「虐待の連鎖による子どもの貧困例」ということで、親が祖父母から虐待を受けたことよって、精神的な不安定、精神疾患を患って、経済的な面、生活の面、両面に影響を及ぼしているケースですとか、③は、親の依存症に起因する子どもの貧困例ということで、浪費癖とか、異性依存、アルコール依存。浪費癖ですと、直接経済的な貧困になってしまったり、また、アルコール依存ですと、定職になかなかつけなかったり、

また、異性依存ですと、子どもへの関心が薄れてしまったて、子どもの世話とかそういうのがままならなくなってしまうたりというケースもございました。

以下、④、⑤が母子世帯に係るものでございます。⑥が外国人、⑦が公的サービスを受けないということ、⑧が母子世帯にないというケースもございました。

十三ページは、子どもの貧困の予備軍の例ということで、今は何とか生活が成り立っているのですけれども、例えば親の援助がなくなってしまうとか、病気を患ってしまったら働けなくなったりということ、貧困への転落の可能性があるということなどをまとめています。

十四ページにつきましては、今の中間報告の成果を踏まえて、政策・施策の枠組みと方向性というものをあえて現段階で言うならばということでお示したものでございます。政策・施策の提言は最終報告で考えてございます。

Vとしまして、「今後の検討課題及び検討の進め方」ということで、研究を進める中で浮かび上がってきた課題と、あと、今後の進め方を三点ほど掲げてございます。

簡単ではございますが、説明は以上で終わらせていただきます。

委員長

ありがとうございます。大変よくわかりました。深刻な問題ですね。

どなたかご質問ございますか。

小林委員

一点だけよろしいでしょうか。

大変貴重な調査だと思いつながら説明を聞かせていただきました。社会的にも子どもの貧困が

非常に問題になっていく状況の中で、これだけしつかりとした調査をされて、本当に大変なご努力だったのではないかなと思っております。調査の方法も非常に正確ですし、また、分析も非常に的確にされていて、さすがだなと思いました。

それで、一点だけご質問があるのですが、子どもの貧困で非常に大きな原因として母子家庭の問題があるということなのですが、やはり今回の調査でも母子家庭が問題であるということが結論づけられたのでしょうか。

自治総合研究所副所長

結論といたしますか、例えば文献等を見ましても、圧倒的に数が多いのは二人親なのです。貧困の家庭の数的には二人親の家庭のほうが多いのですけれども、母子家庭が貧困に陥る確率は母子家庭が圧倒的に多いということもございました。今回、ケーススタディの中でなのですけれども、七割が母子家庭であったという事実もございまして、やはり母子家庭の対策というのはこの貧困問題においては非常に重要なのではないかと考えてございます。

小林委員

ありがとうございます。

委員長

ご質問ございますでしょうか。

青山委員

これは中間報告だから、継続しているんですよね。

自治総合研究所副所長

はい、そうです。

青山委員

大変だったと思うのですけれども、この先は個別に対象者に直接当たるとか、あるいは何かほかの調査をするとか、そういう計画があるのですか。

自治総合研究所副所長

できれば直接ヒアリングをさせていただきたいと思っております。どういうやり方でできるのかとか、個人情報の関係とか、相手の方が了解してくださるかとか、いろいろな問題があると思いますので、そこはまた区と連携しながら模索しながら検討していきたいと思っております。

委員長

そうですね。

青山委員

感想なのですけれども、荒川区がこういった取り組みをするというのは、荒川区でなければできないことだと思うのです。そういう姿勢が区役所にあるということと、もう一つは、そういう現実がある区だからできるということで、荒川区がやるとすごく説得力があると思うのです。問題は、これは当然税金でやっているシンクタンクだから、「調査してこうでした。」と言って発表して終わりというわけにいかなくて、我々教育委員会にとっては非常に厳しいことで、それに教育委員会がどう対応するかということが問われるわけです。今まででも教育委員会で、現在の教育基本法や何かはいわゆる中流家庭が主流を占めていた時代を想定しているので、例えば家庭教育重視主義が現在の教育基本法なのだけれども、家庭がそれどころでない状態の場合に、家庭教育重視と言っても、むしろ公立学校教育が重視されなければいけない場面が現実には多いわけなので、最大公約数で言われても荒川区には通用しないという議論は何度も教育委員会でしてい

と思うのです。そこまでは教育委員会も来ているのですけれども、実際に荒川区の公立学校教育は、ほかに比べれば総合的には非常に充実している、最先端を行っていると思うのですけれども、今度、この子どもの貧困問題を荒川区で調査すると、まだまだ対応すべきことはたくさんあると思います。特に公立学校教育で対応することもたくさんあるという話になるに決まっているわけです。それが今までは「そうだね」とは言っているけれども、こういった形で結果が出ていないから、徐々に進んでいくという形できたのだけれども、これが結果が明快に形として出ると、では、教育委員会は何をやるのだということになる。今までもやっています、それをさらに飛躍的にこの部分を充実しますという政策に結びつけなければいけないわけですね。その辺の覚悟が要ると思うのです。

委員長

そうですね。長田課長、母子家庭の人を四十二ケースやって、そのケースがどういうふうな転機を向かえるかも調査されるのですか。例えば野球選手の大家さんなどは母子家庭の人で大変苦労なさったそうですね。非常に立派に育っているわけです。今、この次の次の話題で、荒川区の中学生の卒業の進路状況というのがあるのですね。これとの連携ですか。過去を振り返っても、この人たちはこういう母子家庭に育った、貧困家庭に育った、しかしこういうふうな克服してこなかったということが今ご指摘のデータに結びつくので、今からやるよりも、過去を振り返ってもできることがある。レトロと前向きな調査ができる。そうすると、分析というか集積が比較的早くなって、対応策も早く出るのではないかなと思うのです。その対策が練られれば、教育委員会の役目も多少果たせると思います。区としての方角もしっかり出ると思うのですけれども、ぜひそれも参考にしていただきたい。



## 教育長

そういう形で、今年二名のスクールソーシャルワーカーを導入して、今まではなかなか家庭まで入り込めなかったことを児童相談所の経験者が入って対応しています。朝から晩までカップラーメンしか食べさせなかったケースに、「そういう状況ではバランスが悪いですよ。この子は大変なことになりますよ」と助言するなど、そういう形できちんとした母親教育というか、家庭の食生活にかかわる全体の教育をしたり、「洗たくの仕方はこういうふうにするんですよ」とかまで教育しています。母親も父親もそういう教育を受けていないと、その子どもも同じような連鎖をたどっていくということ、昔、大学で習いました。だから、今一番大切なことは、そういう親子に対する支援というか、「親学」というのかな、そういうものをきちんとしていかなければいけないということが結構あるのです。

よく、成人した時に、中学時代に作ったタイムカプセルを開けるイベントがあります。そうすると、子どもを二人ぐらい連れとお母ちゃんが来るのです。二十歳で子どもが二人ぐらいいて、おんぶして来ているのだけでも、子どもを二人背負って、お父ちゃんはいなくなつたというのは、完全に貧困の連鎖です。そういう中で、さっき言ったように、お母さんは働いて、子どもはかぎをかけて家の中にほったらかされているという状況もあります。そういう、虐待を受けたり、貧困の中できちんとした健全な最低限度の生活を受けていない子に対する心のケアをやっているといけない。小さいときにバチンバチンたたかれた子は、小学校の高学年になると相手をたたくのです。被害者が加害者になつていて、という状況がたくさんある。

この近くの町屋の中学校では、子どもを七時まで預かることによって、学校全体がすごく落ちついてきたのです。宿題もちゃんとやるし、いろいろな面でのケアをしているとよくなってくる。

荒川区全体で子どもを見守っていく、親がいない間見守っていくという方向でやっていくということが必要だなという感じがします。

青山委員

その点なのですけれども、このプロジェクトが、「子どもの貧困問題」と言わないで「社会的排除」と言っているということは、最初から荒川区として決意を示しているかと思うのです。今教育長が言ったようなことを含めて、「対応します」と。つまり、いわゆる言葉として「ソーシャルインクルージョン」「ソーシャルエクスクルーージョン」という議論が特にこの十年ぐらい盛んになってきたのは、貧困に限らないのですけれども、社会的な困窮とか社会的な問題に対して社会保障で手当等の給付をすれば事足りる、そういう結果対応主義ではだめだと。そういう貧困とか困窮とかに至った原因を取り除くというソフト面を含めた社会資本を整備しなければいけないと。そういう決意を国家とか社会がするべきだと。そういう明快な思想的な主張があるわけです。社会的排除とか、社会的包容力とか、ソーシャルインクルージョンとかソーシャルエクスクルーージョンと言う場合には、きちんと社会で対応しようと。お金がかかるし、手間もかかるし、大変で、行政にもすごい負担になるけれども、手当を支給してそれで事足りるではなくて、原因を取り除く。原因を取り除くということは何かというと、子どもの貧困と言ったら、その中では、公的な教育をきちんと彼らに浸透させる、そういう体制を保証しますと。これを区立小・中学校を持っている荒川区が言っている以上は、これは教育委員会に対して突きつけているようなものなのですね。まだ中間報告ですけれども、最終報告が出たときに、「はい、これから検討します」というわけにいかない。ただ、実際にはメニューとしては荒川区はものすごくやっているのです。でも、それはほかの区に比べて相対的にやっているにすぎないので、こっちのほうの問題からアプロー

チした場合には、まだまだ不十分だという見方もあるかもしれない。こっちは結果を出さなければいけないわけですから。

教育長

それから、もう一つ。

今のパワーアップの聞き取りの結果の中で、せっかく荒川区では中学校まで医療費を無料にしたのに、それでいて虫歯がいっぱいあるのです。治癒率がよくない。今回、その調査に基づいて各学校で定期健康診断が終わった段階で、一年間で虫歯の治療とか鼻の治療とか腎臓の治療とかをどれだけしたかということ調べて、虫歯が二十本もある子どもに対してきちんと言って治療をさせないと、授業中に「歯が痛い」と言って授業に集中できないのです。それから、歯が痛いからどうしても飲み込んで食べている。

青山委員

この研究所に歯医者さんが入っているんですよね。入っていないなかったっけ？  
自治総合研究所副所長

入っております。

青山委員

研究所の役員に歯医者さんが入っているのです。歯科医師会の会長さんかな。

教育長

それも含めてやる必要があると思います。

委員

教育長、健康問題について副区長から諮問を受けて、どういうふうにしたらいいかというのを

二年ぐらい前に僕は荒川区に報告書を提出しています。虫歯のことを非常に強く書いています。余り大したことを書いていないかもしれませんが、一度参考にしてくださるといいかと思います。区長が持っていると思います。

自治総合研究所副所長

ぜひ。ありがとうございます。

委員長

ある程度これにも関連すると思いますので、貧困問題について。

教育部長

実は、役員の中に監事で「新井基司」と入っております。実はまだ肩書きが「会計管理部長」と。監事であるかどうかというより、この貧困のことで区長からも、「幼児虐待という観点から、江戸川区で起きたような事件・事故を防止できないのか」というので。今、教育委員会に来てから、例えば、昔は「保護者の勤め先は？」というような保護者の状況調査というのがあった。今ですと、個人情報保護ということもあってそれがなくなって、緊急連絡先だけになってしまっているのです。保護者の家族状況というのが担任のレベルではよく見えなくなってしまっているという状況です。けがをしたとか急病になったというときに、医療行為を受けるときは一応保護者の了解をとるとというのが原則ですが、そういう緊急連絡先はありますので、こういうことを申し上げては何なのですか、その家族の状況とか、家族が何人いて、おばあちゃん、おじいちゃんがいるとかというところは勤め先である程度推測できるような書類というのが昔はあったと記憶しております。ところが、今は本当にシンプルになってしまっていて、どうしたら家族の状況が把握できるかと。

授業時数も不足しているので、家庭訪問も一部割愛している小・中学校もある。逆に復活しているところもある。幼児虐待というか、就学年齢に達した小学校低学年の虐待をどう防止したらいいのだろうかと思っていたものですから、パワーアップのときに何校かの小学校の校長先生に「早寝・早起き、朝ごはん」を定着させるために、「夜何時に寝て、家庭学習を何時間やって、朝は何時に起きましたか」という、本当に簡単な連絡。連絡帳というのは、「今日は子どもが熱があります。休ませます」というノートですけれども、毎日保護者が記録をつけてくれるような、あるいは一言コメントを書くようなことをやり始めている学校があります。何を申し上げたかとお申し込みすると、そういう健全などうか、やってくれる家庭はある意味では大丈夫だと。子どもは早寝していかないかもしれないけれども、提出してくれる家庭は大丈夫だと。それが上がつてこない家庭が逆に危ないのだと。ちよつとまどろっこしいですけども、そういうことの取り組みを何校かに勧めてみたりもしてみました。親も、保護者会に来るといつても、少なければ五割ぐらい、多くても七割ぐらいしか出席しないという保護者会のレベルではなかなかいかない状況もありますので。担任の先生は一言コメントを書かなければいけないので毎日大変でしょうけれども、強化月間みたいな期間を限って、一週間、一カ月やると、ちよつと消極的なやり方ですけれども、危ない家庭というのは逆にあぶり出される。担任、あるいは子ども家庭支援センターの職員と会ってくれるかどうかはわかりませんが、小学校一・二年生であればそこにあたる程度のもは出てくるのかなと。異動してきてまだ一カ月ちよつとなものですから、今そんな感触を持っているところなのです。逆にそういうことを勧めると、保護者のほうも「早寝・早起き、朝ごはん」を徹底してもらえると効果もありますし、それをかなりやっていくと、危険な家庭というか予備軍というか、それが逆にあぶり出せるのかなというふうに今思っております。ただ、

こういう取り組みというのは、その学校の校長さんとか担任の人が真剣になってやっていただかないとなかなか持続しないものですから、それを含めて一つの予防措置としては考えていきたいというふうには思っているところです。

青山委員

だから、このプロジェクトに対しても、我々にフィードバックされるわけだから、今、新井さんが言ったようなことを積極的に取り組んでいる学校のデータをこのプロジェクトに提供するか。プライバシーや何かの関係がいろいろあると思うけれども、提供できるものは提供するとか。そして充実していくということが必要ですよ。

教育部長

そういう意味では、一つの防止策になり得る可能性が今申し上げたことにあるとすれば、ある重点校とか試行する学校をつくって、そこでのデータがある程度上げて、本当にあぶり出せるのかどうかと。

青山委員

そうですね。このプロジェクトと連携してやっていってもいいわけですね。

教育部長

というのも可能性があるかなと思っと思っています。ほかにもまたやり方はいろいろあると思いますので、また教育長とご相談しながら何か考えていきたいと思っています。

青山委員

もう一つ、本文の四十五ページにすごく大事な表があると思うのです。因果関係分析で、子どもの貧困の主要な原因の一つに親の就労の不安定があると。この表現自体が問題意識が相当鋭い

と思うのです。これは、ある意味、今の世の中全体の問題点を示していると思うのです。昨日自殺が十二年連続多かったという話が出ていましたけれども、自殺者のうちの七割がうつ病で受診しています。だから、「自殺を考えたら受診しなさい」と言っているのはほとんど無意味だと思います。無意味とは言えないのだけれども、それだけで解決されていないということをよく示していると思うのです。

私は、都立神経科学総合研究所という、精神と脳の研究をしている研究所の調査課長を丸三年もやったことがあるのですけれども、その精神医学者や脳科学者が言うには、「人間の脳ほどわかっていない、ものすごい性能のいいものはないので、結局、そう簡単にこの薬が効くとか、これで治るとかいうことはないんだ」というのが彼らの共通の意見なのです。詰まるところはそうだと。だから治療しないというのではないですよ。そういう意味で言うと、受診して解決するのではなくて、まさに四十五ページの図にあるように、親の就労が安定すれば多分解決するのだと思うのです。あるいは解決に近づく。幾ら受診してちゃんと精神科医に通っても、親の就労が安定しない限りは問題は解決しないのです。それは、私たちを含めて社会が価値観を変えなければならぬ。二十世紀的な、特に二〇〇〇年前後の価値観というのは、リストラをして従業員を減らして会社の収益を好転させればすぐれた経営者だと、それがもてはやされたわけです。その価値観を転換しないと、その結果のていたらくが今日のこんな……。荒川区は生活保護受給率が二・五%。もうパームルの世界ではなくなっているわけです。そういう結果になっっているわけですから。それもまた実は教育だけで解決できない結構大変な問題なのです。雇用を確保しながら経営を好転させる経営者がすぐれた経営者だというふうには価値観を変えないと。

実は自治体もそうで、職員定数を減らした政治家がすぐれた政治家なのですけれども、ある程

度雇用を確保して、サービス水準も維持しながら、財政も好転させる政治家がすぐれた政治家だ  
というふうには、相当困難な、もしかしたらないものねだりかもしれないことを強いるような状況  
だと思ふのです。だから、この調査はすごい話ですね。これを区役所がみずからやるというのは  
すごいです。

委員長

本当ですね。

教育部長

これまで何人かにお話ししたのですが、全く別のことで、特人厚に自立支援担当課長というの  
がおりまして、荒川区の南千住荘があるのですけれども、例えば緊急保護とかそういうことでホ  
ームレスの自立支援組織などを運営している課長なのですが、ホームレスというのは、収容する  
と、年齢区分は五十代前半ぐらいからの男性が多かったと。体力が落ちてきて、リストラに遭っ  
て、行くところがなくなつて路上に出てきて、結局施設に収容されたと。では、「仕事はどうしま  
す?」「住むところは どうします?」「経済的には?」と。生保をかけて云々とか、アパートに住  
まわれてとか、あるいは当面施設にいてとか、いろいろなこと支援計画を立てられるのです。  
けれども、最近、一〇%ぐらいが三十代だと。そのもとになつていのが、今まで親にパラサイ  
トでフリーターのような形でいた、その親が入院してしまつた、親が死亡してしまつた。そうす  
ると、兄弟は絶対に面倒を見ない。就労経験がないから自立支援計画がつくりにくいとい  
うので、いわゆる組織的な行動をとつたことがないから。「今どうしていいかちよつと困つて  
います。一割ぐらいいるんです」と。日本が壊れつつあるのかなと。

委員長



自殺年齢も五十歳が最大ピークだと思えますよ。台形のヒストグラムになっているのですけれども。ですから、それは今の現象なのです。さらに最近、これはゆとり教育のせいとされていると思うのですが、企業に入った人が自分で判断できない。それに対してしかられたことが一回もない人たちがいっぱいいる。それをいかにしたらいいかというのが今会社としての大変な問題だ。ですから、みんな教育がこんがらがってしまいます。その前に、家庭のきちとした安定ということ、その辺のところまで踏み込まないと教育というのはなされません。

青山委員

それはそうですね。小・中学校の公立学校教育だけの問題ではないですからね。

東京都の子どもたちの体力が四十七都道府県の中で四十四位ということがあります。そういう中で、私は、体力というのは粘りがあると思うのです。今はだめだけれども、昔はウサギ跳びで、厳しくても、校庭六百メートルのところを三周もやらされたり、結構、耐えることを強制されたのです。現在の各大学でも、柔道部、ラグビー部、アメリカンフットボール部はほとんど生徒が集まらないのだそうです。今の若い人たちは、「私は草食系ですから」と言って絶対入ってこないのだそうです。今、荒川区でも体力アップというのをやっていますけれども、各学校で朝の七時四十分に来て校庭を走ったり、縄跳びをしたり。そういうことをやっていると、体力がつかないとやはりだめではないかという気がします。私の知っている人は、大学を出てから、一回課長に怒られたら、そこから引きこもって一歩も家を出ないという状況で、親は泣いていますけれども、そういう状況の子が今増えてきているのではないかと思うのです。やはり、だめなことはだめなんだと注意されることが必要なのです。

女の子の椅子に画びょうを置いて、痛い、痛いと言っている様子を見て喜んでいる児童もいると聞きます。とんでもないことです。そういう、社会ではやっていけないことに対しては徹底的に注意する。暴力はいけなけれども、厳しく注意するということをやっていかないといけない。教育としてそれは必要だと思います。

委員長

今日のような大切な話が教育委員会で話されて、それを現場にうまく伝える方法というのは、教育委員会でやっていると思うのですが、それをどういうふうにやっているかが見えたほうがいいと思うのですね。僕は朝練が大好きで、やらせたい、七時十五分に集まって一時間やらせなさいという主義なのです。自身がそういうふうにして育ったのですけれども、今みたいないい案が出たとき、それから、新井さんのご提案のように、出席にかわる家庭状況を間接的に知るとか、そういうような方法を、意見が出たらぜひすぐやる課になってほしいです。この教育委員会のディスカッションが教育の現場によかったならばですよ。偏っていることを言うかもしれないませんか。いい話は、ぜひ反映されるようにしてほしいと思いますね。

青山委員

そうですね。さっきの話は非常に重要ですね。

委員長

とてもいい話ですから、ぜひ。ここで自己満足で終わってしまっていたら。やはり少しでも前進するために反映させるように皆様よろしくお願いします。

小林委員

教育というのは、家庭教育と学校教育と社会教育があると言われるのですけれども、こういっ

た中間報告書を見せていただく、もう家庭教育が崩壊しているというか、そういう実態が大変リアルに伝わってくると思うのですね。その中で、学校教育と社会教育がどのように家庭教育を支えるかという段階に来ているのかなという気がするのです。荒川区の場合は、パワーアップ事業の中でも、「早寝・早起き、朝ごはん」であるとか、食育であるとか、いろいろな取り組みがされていると思うのですが、もうちよつと組織的にというか、体系立った取り組みが必要なのかなということを感じさせられました。

それともう一点なのですが、ここまで来ると、教育と福祉の問題というか、それが車の両輪となって現在の貧困の問題に取り組まざるを得ないとところまで来ているのだなという感じがいたします。その意味では、教育長がおっしゃったのはソーシャルワーカーなんです、そういった取り組みが今後ますます必要になるのだろうという気がいたしました。

青山委員

問題は、家庭教育重視主義といった場合に、貧困の場合は、その家庭教育が反教育的であるというケースというのは出てくるわけです。家庭教育重視主義を言った以上は、その家庭教育がでない家庭、その家庭教育が非常に好ましくない場合、ひっぱたいてばかりいるとか、そういう場合にどうするかというのが、同時に教育基本法の改正のときになればいけなかったのです。そっちが全く欠落しているから、学校教育をやる国家の側が家庭教育重視主義と言ったのは、結局、もともと家庭教育が成立していない、あるいは家庭教育にゆだねられない家庭の子どもたちを排除したのと全く同じなのです。だから、私はこのテーマ設定は非常にすぐれていると思うのです。

もう一つ言うと、もう何度も議論したけれども、「早寝・早起き、朝ごはん運動」などは、それ

に対応できる子どもたちに対しては非常にいいし、その運動をすればそれにこたえようとする家庭に対してはいいけれども、そういう「早寝・早起き、朝ごはん」とは全くかけ離れた家庭も実はたくさんあるわけで、それに対して呼びかけるだけだったら、永遠に解決にはならないわけです。だから、私は当初から「早寝・早起き、朝ごはん運動」には一貫して反対なのです。絶対反対なのです。それはなぜかと言ったら、「早寝・早起き、朝ごはん」をやっている家庭に対して有効なだけで、やっている家庭はほうっておけばいいのです。そうではない家庭をどうするかというのが問題のときに、「早寝・早起き、朝ごはん運動」をやりましょうということに税金を投入するのだったら、そうではなくて、「早寝・早起き、朝ごはん」をどうしてもできない家庭に対して税を投入するべきです。あるいはマンパワーを投入するべきです。杉並区で「早寝・早起き、朝ごはん運動」を言うならいいですよ。私は、荒川区では少なくとも「早寝・早起き、朝ごはん運動」ではないというのを。でも、法律で決まっているのだから、国会で多数決したのだから、適当におつき合いでするのは私は否定しない。そこに反旗を翻すことはないのです。やっていけばいいけれども、ただ、我々が常に議論すべきことは、「早寝・早起き、朝ごはん運動」をやりましょうという議論を一するとすれば、それに対応できない家庭に対する行政とか社会の対応をどうするかという議論を十はするべきです。そういう問題意識を持っていないと。でも、そう言ったらすぐできるのかと言ったら、それはものすごく金がかかりますから、本当は都区財調の金持ち区から貧乏区に対する配分をもっと高めないと、実はこういう問題は対応できないのです。だから、そこまで視野に入れないといけないのです。今の区長みたいに政治力のある区長がいるときにそれをどんどんやるといいと私は思うのです。西川さんは発信力もあるし。

委員長

教育と福祉のボトムアップを絶対しなければいけない。

教育長

まさにそういうことです。朝ごはんをちゃんと用意しますよね。それできちんと朝食を食べて来たらこの子はどんなに伸びるだろうという子がいるのです。もったいないですね。

青山委員

そうなんです。歴史の偉人伝なんてみんな貧困な家庭から出ているではないですか。発明・発見とか。

教育長

この子がちゃんとした教育を受けたら。鋭い感覚があるから、ちよつとしたらすぐ覚えてしまうのだけれども、本当にもつたいないという子がいますよ。何でこんな育てられ方をしているのだろう、かわいそうにと。サッカーをやればすぐうまくなるし、勉強を教えればすぐ覚えてしまふ。何か与えると一番になつてしまうのです。だけれども、与えないと、「おれは勉強しない。何かくれたらやる」とか言つて。ちゃんと教育すればすごい優秀な子がいる。もったいないと思う子はいますよ。

委員長

いろいろ意見ありがとうございます。では、これ、頑張りましょう。

自治総合研究所副所長

貴重なご意見、ありがとうございます。

青山委員

頑張ってください。

自治総合研究所副所長

はい。

青山委員

頑張らないと教育委員会も大変なので。

委員長

皆様の合意が得られたならば、関連ですから、先に中学校のを。順番では汐入のことがあるのですけれども、一つ飛ばして、その前に。これ、飛ばしていいですね。一緒にオプザーブしてもらっていいですか。皆さんが「いい」と言えば……。聞いていてもらっていいと思うのですけれども。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

今ご了解いただきましたので、一つ順番を変えまして、「平成二十一年度荒川区立中学校卒業生の進路状況について」、指導室長、ご説明をお願いいたします。これがどういうふうになっているか、お役に立つかと思えますので。

指導室長

私も、今この貧困の研究プロジェクトをお聞きしながら、今までご報告しておりますが、少し違う形でも考えたことがあります。まず、進路状況をご説明いたします。横長のものであります。実は、中学校三年生の卒業生の進路状況につきましては、十二月の終わりから三回にわたって全数調査をやり、当教育委員会でプレス発表をしております。この数は、平成二十一年度末、平成二十二年三月三十一日現在の数字であります。ご説明いたします。

まず、本区第三学年在籍者、男子五百二十六名、女子五百十八名、合計千四十四人でありました。そのうち、卒業した者は一〇〇%、千四十四人が無事卒業をいたしました。その中で、Bの「進路が決定した生徒数」とCの「進路が未決定の生徒数」に分けてお話をしたいと思います。

まず、Bの「進路が決定した生徒数」であります。内訳は、(一)都立高等学校、(二)都内私立高等学校、(三)国立、他県の高等学校(私立を含む)、(四)専修学校、就職、その他ということ。ここで毎年分類されております。この中で、まず(一)の都立高等学校、全日制・定時制の数字であります。男子三百三十一名、女子三百四十六名、合計六百七十七名という数であります。

中学校長会は、例の高等学校の授業料無償化の関係で、都立高校の場合、一〇〇%無償になります。ですので、当初一学期の進路調査のときこの数が大変増えたと言っていました。例年本区では六〇%から六五%ぐらいが都立高校に行っておりませんが、七割を超えて都立高校志望が増えていくというふうに予想しました。実際にこれを計算しますと、ちょうど六五%であります。昨年はずうど六〇%ぐらいでありましたが、大きくは変わらなかったという結論であります。ということ。このBは「進路が決定した生徒数」であります。

続いて、最後のCですが、十名の子たちが三月三十一日現在で進路が未決定でありました。本区の中学校長会では、この子たちが卒業したからそのままではなく、必ずこの子たちの進路先、または進学・就職等も含めて、最後まで社会に出られるように反復をしています。昨年度、一昨年度、やはり十名前後の子たちがおりますが、一〇〇%社会に出ています。本年この十名の内訳でありますけれども、五月十三日現在、この十名がどのようなようになったかと申しますと、まず、進路希望していた七名のうち六名が既に進学をしております。そのうち就職希望をしておりますた一名と進学から就職に変えた二名が現在就職いたしました。その他の生徒が二人おりまして、

一人は、中国から日本の学校で学びたいということで入っていた生徒であります。また中国本土へ戻って勉強したいということで戻った関係で、現在日本にはおりません。これが「一」です。最後は、この子は若干不登校、やや病気等もありまして、今家庭で家事手伝い、もともとうちのほうの仕事を少しやりたいという希望の子が一人おります。つまり、進学に関しましては、計算しますとことしも大体九九%ということで、たった一人以外はすべて進学、または就職二名でありますけれども、この五月十三日現在は社会へ出ていっているという状況であります。この子たちがやがて、先ほどの話ではありませんが、高校から先に就職があるのか、または大学へ行ってもまた進路を見つけるのか、社会の中でまた生きていくわけでありませんが、現在は中学校三年生はこのような進路状況で巣立っているということでもあります。

委員長

ありがとうございます。これを見ますと、好成績ですね。

指導室長

本区の子どもたちはきちっとそれなりの進路を決めていると、私はつくづく感じているところです。大きいところでは十人、小さいところでも十人以上は進路先が決まらず、家の中にこもっている場合が多いのです。不登校数は発表しておりませんが、大体百人前後はいるのですけれど、最終的にはこのように一人以外はすべて社会に出ております。そういう意味では、教員たちも進路先について、後追いをしながら、また声がけもしてくれているところが本区の実態であります。

委員長

ありがとうございます。



どなたかご意見ありませんか。

教育長

昔は、高校に入ってから、ちょうど落ち葉が散るころになると学校を休み始める子がでてくる。特に定時制高校の場合は、基本的な学力がついていない子たちは、落ち葉が散り始めて寒くなってきたころ行かなくなってしまう子が多いのですけれども、最近の定時制高校の先生方も、家庭訪問をしたりとか、就職の世話をしてくれたりとか、すごく丁寧にやっていたと思いますから、そういう面ではいい状況です。しかし、今、定時制高校の中にも、ADHGとか特別支援の必要な子が大量に入ってきています。今回も文部科学省の発表に書いてありますけれども、相当のパフォーマンスで特別支援が必要なADHGとか自閉的な子が入って来て、授業も大変な状況です。授業中に走り回ったり。そういう面では苦勞している状況です。

委員長

長田さん、これを見ると、貧困と何とか、そういういろいろな苦勞はありますけれども、そういう人たちも卒業しているということですね。それなりの環境から巣立っているというふうに。

自治総合研究所副所長

そうですね。

委員長

そうすると、高等学校まで無償になると都合がいいかな。

指導室長

都立高校の校長先生に、「例えば授業料が払えなくてやめてしまうというのはどのぐらいいるのですか」と質問したことがあります。「実際にいる」と。ただ、今、都立高校の先生方は、子どもと

一緒にアルバイトを見つけてきて、そしてそのお金を子どもに上げてしまおうとそのまま遊んでしまうので、店長に頼んで、「できたら担任に渡してもらえないか」とお願いもしています。子どもにも「いいね？」と了承を得た上で何とか卒業をさせているといいます。昔の都立高校の先生がやらないようなことも実はやっております。

あともう一つ。私も先月初めて知ったのですが、全日制の子たちも高校一年生の終了ころに多くやめるのです。それで、一年間の全日制高校単位を持っていきますので定時制高校に紹介する。そこで働きながら定時制に通うのであればということ、本来は定時制は四年間行かなければならないのですけれども、一年分があるので三年間で卒業できる。これでまた数%ですけれども救っているといいます。こういうさまざまな工夫をされて、貧困のために完全に行けなくなるというより、子どもたちの自分の目的に向かう志向の問題のほうが大きいとは言っております。ただ、この無償化ということでもまた救われる子もいるというような話はされていきました。参考であります。

委員長

ありがとうございます。

そのほかございますか。

高田委員

さっきの中間報告を見ていると、いろいろな資料があるのだけれども、職業別世帯数の税務課のデータを基本にしてつくっているでしょう。百万以下の世帯が三万五千世帯もあって、どうやって食べていくのだろうかとか心配になるけれども。

自治総合研究所副所長

課税の面から見た総所得ということ、例えば児童扶養手当ですとか、生活保護ですとか、年金等々は入らない、課税ベースのなのですね。国が相対的貧困率を出す所得はすべてそういう手当関係とかも。

高田委員

抜いてあるのでしよう。

自治総合研究所副所長

ええ。

高田委員

だから、これでは食えないのではないかと思うと、そうではない、みんな食べられるのですね。

自治総合研究所副所長

援助とかも多少。

高田委員

これは所得だから、資産がどのくらいあるかは全然わからないですよね。貯金は持っているから食いつないでいるとか。だから、これだけ見ると、これでは大変なのではないかなと思っても、例えば飲食関係だと、所得としていっぱいもらうと税金がかかってしまうから、そんなものは要らないんだと、残り飯で食っていたとかということになると、実態となるといろいろなものがあり、わからないのではないかなとも感じます。

一番心配なのは、どうして別れてしまうのかなというの、これからのいろいろな課題ではないかなと。これは、母子家庭と書いてあるけれども、父子家庭というのはないの？

自治総合研究所副所長

実態としてはあります。

高田委員

もっと悲惨なのではないか。

自治総合研究所副所長

ただ、一般的に父子家庭のほうが所得的にはあるかと思うのですけれども、生活の面では非常に大変です。今回、父子家庭も三ケースでしたかありましたが、ほとんど子どもに構ってられないという状況が見られました。

高田委員

構ってられないのが多分精神的貧困になるのではないか。

自治総合研究所副所長

そうですね。それはあるかと思えますね。

高田委員

このデータが、さっき見たらいろいろな統計データ、アクション・リサーチで。これは多分、みんな事実を書いているから、「この資料はほかには転用しません」とか言って本当のことを書いてあるのだから、学校教育にこれが使えるかというところ、これはまた別問題なのではないかなとさっき思ったのです。学校関係で、学校でみんな「ご家庭はどうですか」と調査すると、また別の答えが出てくるのではないかなという気もするけれども。

青山委員

そこなのですよね。今のお話の最初の部分なのですけれども、本文の十ページの表とかで見ると、百万円以下が三〇%近く占めていると。それは確かにあり得ないのでですね。それはあくまで

も課税所得でとらえるから。その場合にいろいろ問題があるのは、課税所得でないものが含まれないのが一つ。それからもう一つは、職業によつては極めて捕捉されづらい。つまり、勤労者は極めて不利で、勤労者はほとんど把握されて、自営業者の場合は把握されづらい。それから、暴力団員などの場合はさらに把握できない。それから、暴力団を初めとして、非合法的な職業の場合に特に有利になるといふ悩みがあつて、何かの給付で所得制限をするという場合にいつも議論になるのです。それで一度、二十年ぐらい前なのですけれども、私、都の高齢福祉部長のときなのですが、乳幼児医療費助成を東京都が始めたとき、老人医療費助成や何かはやっていて、障害者の医療費の助成もやって、すつたもんだの末、東京都が初めて乳幼児医療費助成を始めたときに初期は所得制限があつたのです。そのときに、勤労者と非勤労世帯と分けたのです。金額は忘れましたが、例えは勤労世帯で年収三百万円以内が対象になるとすると、非勤労世帯の場合には年収百万円以下でないと対象にならないというぐらいに極端に差をつけたのです。それで何の問題にもならなかつたのです。都議会も、社会も、世論も、マスコミも、それで通つてしまつたといふことがありました。

教育長

本当ですか？

青山委員

ええ。倍以上の差をつけたのです。百万円と三百万円だか、百五十万円と三百万円だったか、そのぐらいに差をつけて、それで何も問題にならなかつた。その後、所得制限がなくなつてどなたでもということになりましたけれども。だから、世間の感覚からいつてもそのぐらいは差があると思われているのですね。

だから、勤労世帯か自営業世帯かをまず最初に分けると、低所得層の場合は倍ぐらいは違うと  
考えた。

高田委員

これだけで見るとわからない。

青山委員

実は都営住宅でもいつもこれが悩みなのです。

委員長

そうですね。

高田委員

さっきこの報告書を見て本当に暗くなってしまったけれども、高校進学率九九%ということでは、やっているのではないかと感じます。

委員長

どうもありがとうございました。

長田さん、ご同席どうもありがとうございました。

自治総合研究所副所長

どうもありがとうございました。今後ともよろしく願います。

委員長

ありがとうございました。

では、次に移ります。あと二つございます。

一つは、「汐入東小学校開校式及び汐入こども園開園式の開催概要について」、説明をお願いい

たします。

教育施設課長

私からご説明させていただきます。

もう既に委員の皆様にはご案内状ということで発送させていただいて、すべての委員の皆様からご出欠についてご回答をいただいているところですが、当日の概要について一回ご説明をさせていただければと考えてございます。

内容のほうをご覧いただければと思います。

日時・内容についてですが、六月十二日土曜日の午前十時からということになってございます。その内容ですが、(一)式典です。時間については、午前十一時十分程度までということと考えてございます。区長あいさつ、あるいは教育委員会委員長のごあいさつを賜るほか、あとは来賓のごあいさつを賜るということと考えてございます。その後、施設公開をしたいと考えてございます。約四十五分程度になります。以前ご覧いただきました主要施設についてこちらで案内をさせていただきます。

その上で、(三)祝賀会に入りたいと考えてございます。時間といたしましては、十二時十分から一時間程度ということと考えてございます。時間といたしましては、いずれも六階の体育館を考えているところでございます。

会場については、(一)(三)につきましましては、いずれも六階の体育館を考えているところでございます。

招待者については、現在約二百十五人にご案内をさせていただいてございます。恐らく、当日、六割から八割ぐらいの方にはご出席いただけるのではないかと考えてございます。

簡単ですが、ご説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございます。

ご質問ございますか。

では、よろしく願いいたします。

高田委員

あそこは二百ぐらいスリッパはあるのですか。

教育施設課長

はい、ございます。大丈夫です。

高田委員

みんな靴で上がるわけではなくて、やはり履きかえるのですか。

教育施設課長

はい。

委員長

ありがとうございます。

では、続いて、「平成二十二年度荒川区登録・指定文化財の諮問（案）」について、「ご説明をお願いいたします。

社会教育課長

「平成二十二年度荒川区登録・指定文化財の諮問（案）」について、「ご説明申し上げます。

内容でございます。荒川区登録文化財について四件ございます。一件目が、有形文化財の建造物としまして本行寺の山門、次に、有形文化財古文書・碩運寺文書、有形文化財歴史資料・題目



塔、無形文化財工芸技術・七宝焼・畠山弘氏。こちらにつきましまして荒川区登録文化財とすること及び保持者として認定することについて諮問するものでございます。

二番目といたしまして、荒川区指定文化財についてということと二件でございます。こちらにつきましては、有形文化財彫刻・木造二天王像、無形文化財工芸技術・提灯文字・前森英世氏、こちらの二件につきましまして荒川区指定文化財とすること及び保持者として認定することを諮問するものでございます。

こちらにつきまして、今年度、登録・指定文化財について文化財保護審議会に諮問する案についての報告でございます。なお、本日、ふるさと文化館の野尻館長が詳細についてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

お願いいたします。

ふるさと文化館館長

ふるさと文化館の野尻が詳細についてご報告いたします。

お手元の資料に写真が二枚ございます。そちらをご覧になりながらお聞きください。

それでは、まず、登録文化財の建造物・本行寺山門ですけれども、本行寺さんは日暮里駅のご近くの日暮里三丁目の坂のところにある大きなお寺さんです。江戸時代末期から明治初期にかけての建造物であると推定されております。しかも、この山門の扁額、「長久山」と書いてありますけれども、こちらの扁額の筆は、江戸の幕末の三筆と呼ばれている一人であります市河米庵の筆によるものでございます。昭和六年の台風の影響に遭ってはおりますけれども、その後再建されております。本行寺さんというのは、静岡県の掛川藩主・太田家の菩提寺として、戦国末期ぐ

らいから江戸城の近辺に創建されたお寺ですけれども、その後、神田・谷中の移転を経まして、宝永六年に現在地に落ちついたというお寺でございます。ほかにたくさんの方の文化財をお持ちです。市河米庵・寛齋の親子の墓、永井尚志の墓、これらが都の指定文化財になっております。それから、太田道灌に關係するところですが、道灌丘碑、それから、太田氏關係資料など、たくさんの方の文化財を所蔵しております。

以上が本行寺山門のご説明でございます。

続きまして、古文書のほうですが、これは「碩運寺文書（せきうんじもんじよ）」と読みます。碩運寺さんは、荒川区西尾久二丁目、尾久八幡の前のあたりにありますお寺さんなのですけれども、こちらの御所蔵の文書です。碩運寺というのは、慶長元年に実は本所のほうに創建されましたけれども、明治四十三年に大水害がございました、その後、尾久のほうに移転した経緯がございます。大正三年（一九一四年）に境内に井戸を掘ってありましたところ、ラジウム温泉が発見されました、このお寺が経営した「寺の湯」というのが近代の尾久地区の発展を象徴する施設として知られているところがございます。こちらの古文書の中に「寺の湯」の図面を含む「寺の湯」關係資料ですとか寺院明細などが含まれておりまして、近代の資料ですが、荒川区の尾久地区の近代の発展をうかがう上で重要だということと、諮問させていただきたいと思っております。

続きまして、歴史資料・題目塔。写真を見ていただくと、「南無妙法蓮華經」の題目が刻まれております。「ひげ曼荼羅」とかいふ独特の筆遣いがあります。これは小塚原刑場がありますエリアの延命寺さんの境内地に置かれていますものです。「元禄十一年二月中浣三日銘」というちよつとややこしい銘文ですが、元禄十一年二月の中ごろに建立されたものです。建立者が、谷口氏という京都の商人でして、全国百カ所以上、同じような題目塔を建てまして、十七世紀か

ら十八世紀にかけて造立活動を行っております。法華信者として知られている京都の谷口氏の造立になるということでございます。小塚原のお置き場の題目塔以外にも、東京都内では品川の鈴ヶ森のほうにも同じものが建立されております。高さが三メートルという非常に大きな石像仏でございます。

続きまして、無形文化財工芸技術の七宝焼、畠山弘さんですが、昭和二十八年生まれ、五十六歳の職人さんです。南千住五丁目にお住まいです。まだ五十六歳ということで、今、一番油が乗っている時期に達しているところですね。職人さんとしては名譽な東京都の伝統工芸士に早く認定されております。七宝焼というのは、彫刻を施した金属の素地にガラス質の釉薬を盛り込む技術なのです。割と西洋の技術かというふうには思われませんが、江戸時代の初めごろ、朝鮮半島のほうから日本に伝来したと考えられております。畠山さんの技術は、メタル七宝という技術を得意としておりまして、ネクタイピンですとかペンダントなどのアクセサリを手がけております。畠山さんは、お父様のヨシオさんのもとで修業して現在に至っております。

以上が登録文化財の案件四件になっております。続いて、指定でよろしいでしょうか。

委員長

お願いします。

ふるさと文化館館長

では、指定文化財の説明をさせていただきます。

まず、有形文化財彫刻・木造二天王像。これは二体の仏像になっておりますが、左側が多聞天、

右側が広目天になっています。こちらは、西日暮里三丁目の台地の上にあります養福寺の境内を入っていきますと仁王門が見えてまいります。仁王門の裏側に置かれている仏像でございます。この二体の像は、仏法の守護神・四天王像の一部なのですけれども、広目天は西のほう、多聞天は北方を守護する仏像というふうに考えられているものがございます。登録文化財になった時点では、鎌倉以前の古様式を模した江戸時代の木造彫刻ではないかと考えておりましたが、近世の仏像の調査は目覚ましく、こちらの仏像は、さらにさかのぼって、もしかすると鎌倉期、中世にさかのぼる可能性があるということ、今回、先生方により深く調査していただきたいと考えております。昭和四十年に京都の仏師に修理を依頼しております。平成二十一年に、背中に光背があったのですが、それがちよつといたずらをされてしまいました。それは後に補ったものだとということで当初のものではございません。高さが百六十センチ、もしくは百七十七センチ程度の大型の仏像でございます。

もう一つ、無形文化財工芸技術・提灯文字ですけれども、前森英世さん。昭和十年生まれで、今七十四歳になります。荒川六丁目、都電通りからちよつと入ったところの「江戸道商店街」と昔から言われているところで商売をされている方ですけれども、提灯に家紋ですとか屋号などの文字を書き込むことをお仕事とされております。地域の祭礼ですとか、お葬式用の提灯などを中心に手がけられているということでございます。前森さんは福島県にお生まれになりました、昭和三十六年、二十六歳のときに先代の前森重左衛門さんの養子となってお弟子入りされたということでございます。平成元年に登録文化財になっておりまして、伝統技術展、職人教室などにもいつもご協力をいただいているところでございます。

以上でございます。

委員長

ありがとうございます。

教育長

「碩運寺」と書いて「せきうんじ」と読むのですね。

高田委員

これは大正三年の図面なの？

ふるさと文化館館長

大正三年のころの図面であろうと推測しています。

高田委員

四年かもしれないし三年かもしれないと。

ふるさと文化館館長

はい。まだちよつと調査をしてみないとわからないのですが。

委員長

ここに温泉があるのですか。

高田委員

ここで井戸を掘っていたら温泉が出たので、寺の湯というのを始めたら、尾久に人が集まってきた、尾久の三業が始まったと。

教育長

「熱海」とは別なのですか。

高田委員

「熱海」はその料理屋の一つだから。

教育長

何であそこに「熱海」があるのだろうと思った。

ふるさと文化館館長

これがきっかけで「尾久三業地」というのができ上がりました、あらかじめ遊園もございましたので、尾久が非常に発展したきっかけになった施設です。

委員長

「熱海」ありますね。

教育長

何であそこに「熱海」があるのかわかりませんでした。

高田委員

「熱海」は、温泉の熱海からとったのだかどうか知らないけれども。

お題目の元禄十一年二月三日というのは多分節分の日なのだろうけれども、「中浣」というのは何なのですか。

ふるさと文化館館長

「中浣」というのは、要するに三十日を十日ずつに分けてまして、真ん中の十日ということなので。

高田委員

じゃあ、十三日か。

ふるさと文化館館長

そのようにもとれますし、単純に二月の半ばごろというふうにも解釈はできると思うのです。でも、十三日と読んだほうがいいかもしれません。

高田委員

なるほど。

ふるさと文化館館長

そういうちよつと変わった言葉を使っています。

教育長

珍しいね。

委員長

三十ととるのでですか、十三ですか。

ふるさと文化館館長

十三日というふうに解釈してもいいかもしれません。

委員長

元禄。何だか赤穂浪士……。

高田委員

養福寺の門は江戸時代？

ふるさと文化館館長

門は、江戸時代の中期ぐらいのものです。指定文化財になっておりますが、指定した当時はそれが一番古いのではないかと考えられていたのですけれども、その後の調査で最古のものは浄閑寺の山門であるというふうには。小さいですけれども。

教育長

この多聞天とかは何の木でつくっているのですか。ヒノキ？  
ふるさと文化館館長

これはヒノキ材ではないかと思われませんが、登録段階では、目視によりますので、今回はもう  
ちよつと細かい調査をしたいと思っております。

高田委員

これは四天王のうちの二体で、あと持国天と増長天と、多分四つあったうちの二体が何かの縁  
で来たのですね。

ふるさと文化館館長

恐らくそうだと思うのですが……。

高田委員

ここの養福寺の二体が何かの御縁で、二体はなくなって、余っている二体が……。この山門に  
ちよつどいいなと。

ふるさと文化館館長

そうですね。本来は本陣の中にちゃんと並べられるものですが、こういったところに来  
たということとは、二体を失って、置き場所としてということだと思うのですが。一応、古文書で  
すとか、区内の資料だけではわかりませんので、東京都の公文書館の財産のかけ合いみたいなも  
のがありますので、そちらで確認します。もしかすると幕末期ぐらいまであったかもしれませ  
るので、それは確認してみたいと思っております。

高田委員



普通、山門というのは仁王門が多いから四天王が山門にあるというのは珍しい。  
ふるさと文化館館長

そうですね。表には仁王様がちゃんと置かれているのですが、裏側に。  
委員長

どうもありがとうございます。

そのほかご質問ございませんか。

では、もう一題ございます。これも大切なことですが、『子ども体力アップトレーニング あ・ら・か・わ』の実施について、「説明をお願いいたします。」

社会体育課長

それでは、資料に沿いまして、「『子ども体力アップトレーニング あ・ら・か・わ』の実施について」、「説明させていただきます。内容につきましては、近年、子どもの体力、運動能力の低下が指摘されております。遊びの要素を盛り込みまして、楽しみながら運動能力を向上させて、運動好きな子どもたちを育成する「子ども体力アップトレーニング あ・ら・か・わ」という独自のプログラムを昨年に引き続きまして実施いたしますので、その報告をさせていただきます。事業の効果でございますが、本事業につきましては、二十年度にモデル校一校を実施いたしました。括弧書きの回数はそのときのトレーニングの回数でございます。二十年度に一校、二十一年度には四校、実施いたしました。この事業につきましては、事業の初回と中間と一番最後の回に体力テストを行ってございます。体力テストにつきましては、二十メートル走や縄跳び、反復横跳びや腹筋などを対象にしております。その体力テストの結果は、短期間でございますが、一定の効果が毎回あらわれてございます。また、体力テストのほかにも、保護者にもアンケートを

行いまして、アンケートの結果からも、児童の情動面に変化があらわれて、「運動が好きになった」などの積極的な評価も得てございます。

事業の内容につきましては、対象者としましては、運動に関して興味のある小学校二年生の男女二十名。指導員が三名で指導しますので、三名が一回のトレーニングで行える定数という形で二十名とさせていただいております。八歳、九歳ぐらいまでの間に運動のきっかけをつくったほうが効果的だという説がございます。二年生を対象とさせていただいております。また、学校側には、既にもう野球やサッカーで活発なお子さんではないほうのお子さんをできれば推薦していただきたいということをお願いしているところでございます。

続きまして、実施校と会場でございます。今年度につきましても小学校四校で実施したいと思っております。実施は、各学校の体育館をお借りして実施させていただきます。

内容につきましては、道具を使用しません「じゃんけんゲーム」や、道具としてボールや輪投げ、フラフープやステイックなども使いまして、遊び感覚で運動能力を向上させていく独自のプログラムを実施させていただきます。

また、実施につきましては、今月の末から第一回目を実施させていただく学校、また、九月の上旬から実施させていただく学校、また、十二月末ぐらいから年度末にかけて実施する学校という形で、学校の事情とあわせて四校実施していきたいと思っております。

実施につきましては、放課後の一時間程度、原則週二回で、学校の体育館の事情に合わせて、約二カ月半の期間を持ちましてトレーニングをさせていただきます。

指導員につきましては、昨年から引き続き、このプログラムに精通しております専門のトレーナー、また荒川区の体育指導委員を原則三名派遣して学校で指導させていただきます。

参加費につきましては、保険を独自にかけておりますが、区の負担とさせていたただいております。

また、トレーニングの効果につきましては、先ほど申し上げましたとおり、脳と神経を効率よく働かせる独自のプログラムですので、動作習得が早くなる、動きの応用力が身につく、情動面が発達し、明るく積極的になるなど一定の効果が期待できます。

また、効果の検証でございますが、先ほどご説明しましたとおり、事業の実施前後にテストをさせていただいておりますので、数値的に後日集計しまして、学校のほうにもその集計結果をお渡ししているところでございます。

また、「フォローアップ」でございますが、こちらのほうは今年度初めて行うものでございます。二十年度に一校、昨年度に四校、現在までに五校が既に実施しておりますが、五校につきましては、既にプログラムが終わってしまったのですが、その後も、できましたら保護者の方や地域の有志の方でそのような一度やったプログラムを独自にやっていたらと思います。指導員を各地域で養成していくプログラムをまた独自につくりまして、フォローアップしていきたいと思っております。そのため指導者育成講習会を今年度実施いたします。

最後に、今後につきましては、学校授業に活用可能なトレーニング内容は、今後、教育現場でも実践をお願いしてまいります。また、現在のところ五校、今年度四校でございますが、二十五年年度までに全小学校を対象として指導に当たりたいと考えております。

体力アップについての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長

ありがとうございます。

どなたかご意見、ご質問ございますか。

教育長

私も見学させてもらいましたけれども、相当伸びてきます。最初のころはもたもたしていた子の体力が伸びてきてびっくりしました。できたら、その調査結果を出してあげたらいいのですね。

社会体育課長

はい。学校のほうにもまた。

教育長

こちらにも去年のデータを。最初と最後でどれだけ伸びたかというのを。そういうデータがあればすごく参考になるので。

社会体育課長

済みません。まだ形が余りよくないのですが、先ほど言いました体力テストの項目につきましては初回より伸びたという子どもさんが、六〇%から、項目によりますけれども、一番伸びた項目では九五%まで。

教育長

その内容は何ですか。

社会体育課長

二十メートル走の項目については六〇%の子どもさんが伸びていらっしゃいます。縄跳びを一分間で何回跳べるかという項目については九一%のお子さんが初回よりもうんと伸びています。また、足上げ腹筋につきましては九五%の子どもさんが今まで以上に伸びています。あと、反復横跳びも八三%のお子さんが初回に比べれば伸びが見えております。

高田委員

それはやれば伸びると思う。

青山委員

子どもですからね。

高田委員

二十メートル走って何ですか。

社会体育課長

体育館でやっておりますので、体育館の中での測定です。

高田委員

二十メートルをはかって。

社会体育課長

そうですね。

青山委員

二十メートルでも、バスケのダッシュなどと同じで、全力走行すれば、それなりに体力は使うのではないですか。

教育長

あまり遊ばないですからね。今の子は家庭の中でよく遊んでいますから。

委員長

そうですね。

ありがとうございます。体力のない東京都の子どもたちですから。よろしく願います。

朝練のこともぜひひ。早寝・早起きが続いて、だんだんと環境が変わるかもしれませんから。僕はぜひ朝練はお勧めしたいと思います。

青山委員

我々は適度にしないとね。

委員長

ありがとうございます。

今日は全部重い内容でございました。

そのほか、報告事項ですが、五月から七月の教育委員会の主要行事について資料が配付してございます。これに関して何かありませんか。事務局は大丈夫ですか。

教育総務課長

事務局からはございません。お手元のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

委員長

そのほかに何かございませんか。

なければ、教育委員会第九回定例会を閉会いたします。

—  
—  
了  
—  
—